

昭和47年第6次出産力調査報告(その12)

通婚圏問題と人口政策

篠崎 信男

1) まえがき

通婚圏という点については、既に昭和42年度の人口問題研究所年報に“通婚圏に関する一考察”と題して、その状況を紹介しておいたが、今回は昭和47年に行なわれた第6次出産力調査において本研究項目が入ったためそれを要約しようとするものである。というのも今回の出産力調査は無作為抽出による全国サンプル調査のため、その数値がかなり客観性をもって使用し得るということである。

人口政策の基本的な命題は人口の増減に対する調整方策は如何にあるべきかということでこの増減問題も時間的、空間的変動とともに人口を中心とした生活水準の変動というものが考慮されねばならない。この意味で先づ量的方策と質的方策は二大柱とあってよい。

昭和20年代は確かに量的人口政策が中心であったが、日本人自体の自主的な行動は、多産多死から少産少死へとまたたく間に人口動態革命をやりとげたことは周知の如くである。したがって量的人口政策は次に質的人口政策へと移行しなければなるまい。この政策への示唆は既に昭和37年、46年と人口問題審議会においても答申されているものであったが、人口問題が生活水準の意識と係り合うために、どうしても経済問題に比重がかかり何時の間にか人口政策は経済政策にすり代ってしまうといううらみがあった。

しかし今日の人口問題意識から見ると人口の質に対して何らかの手を打たねばならない多くの問題が現象化している。社会福祉ということが叫ばれる裏には、単に物質的な諸面のみならず人間としての生活の質の問題、つまるところ、それは人口の質の向上が問題になっていることを否定することは出来ないのである。

人口資質の変動については多くの要因があるが、生物学的視野からの問題提起は最も根源的である。こうした点から次の世代への質の問題は遺伝的な諸要因を中心として研究されるべきものがあり、またこの契機を作る結婚というものに対する配慮なくしては意味がない。

したがって優生問題とかかわってくるのであるが、日本人の結婚のあり方で諸外国と異なり特徴的なことは血族結婚率が高いということである。日本列島という島国の中で徳川260年間の鎖国政策により、こうした風潮が一般化したことは肯づけるが、遺伝因子論的に見るとどうしても劣性遺伝病の出現率が問題となる。過去封鎖された社会内での結婚のため血族関係がないと思っても、何代か前には同一地域で結婚していた共通の祖先がいたという可能性は強い。したがって出生地別の結婚範囲の遠近ということも考えねばならないことになった。これが通婚圏の問題である。また通婚圏といっても、こうした生物学的な原則のものばかりでなく、社会的通婚圏という問題もあり得る。ということは過去にも、士農工商と階級を別け、それぞれの階層間の中で結婚してきたことも否定出来ないからである。

今日人口問題が地球規模で論ぜられ、21世紀へ向っての人口政策が考えられている以上、人口資質

の強弱増減は生き残るための重要な課題である。この意味で人類は出来るだけ多様化への対応のため、先ず基本的には遺伝因子の相互の交換。優生的な素質の培養を心掛けねば集団淘汰の危険性を否定出来得ないのである。通婚圏問題を書くのも以上の意味から人口政策樹立のために無視出来ない問題点であるということである。

2) 通婚圏の現状

地域別に見た通婚状況を示すと表1の如くなるが、大都市居住者の中、通婚圏大なるもの、すなわち東日本生れと西日本生れのもの同士の結びつきは22%に達しており、この割合は、中小都市、郡部の人人よりも高い。この状況は中小都市郡部と行くにつれて比率が低くなっており、これと逆に同県同士といった狭い範囲での結婚組は、中小都市、郡部と行くにつれて比率が増大している。

それをまとめて見ると日本人はフォッサマグナを越して広い範囲で結婚しているものは残念ながら13.2%に過ぎず、59.8%の過半数は同県人と結婚しているということで、私の持論から言えば本質的な体質改善方向には程遠いと言える。

昭和41年当時の調査では出生地別にこの通婚状況を見たが、東京生れのものに関西北陸地方のものとの通婚率は男子で8.9%女子で9.4%であるから多少とも割合は増加の傾向にあることは察せられる。しかし13.2%という比率は大阪などの首都圏も入れての割合であるから果して有意性をもって増加しているとは言えない。

東日本同士と西日本同士に別けて見ると居住地域に関係なく一般に西日本同士の結びつきの方が東日本同士の結びつきのものより割合は高い。特にこの点では中都市居住所が目立っている。しかし前回の同県同士の割合男子90.9%、女子92.6%という数字から見ると今回の59.8%はかなりの縮小であることは分る。

したがって日本の地域別の通婚状況は同県同士という狭い範囲からはかなり脱皮し始めてはいるが、これが中小都市というところで停滞し、まだ本格的な通婚拡大傾向にはなっていないのではないかと思う。

表1 地域別に見た通婚状況

| | 通婚小 同県同士 | 通婚中 | | 通婚大 その他 | 不 明 | 計 |
|-----|----------------|--------------|----------------|----------------|-------------|-----------------|
| | | 東日本 | 西日本 | | | |
| 大都市 | 954 36.45 | 447 17.08 | 481 18.38 | 576 22.01 | 159 6.08 | 2,617 100.00 |
| 中都市 | 1,314 60.86 | 161 7.46 | 300 13.90 | 301 13.94 | 83 3.84 | 2,159 100.00 |
| 小都市 | 1,552 68.58 | 180 7.95 | 214 9.46 | 216 9.54 | 101 4.47 | 2,263 100.00 |
| 郡部 | 1,777 76.73 | 96 4.15 | 184 7.94 | 142 6.13 | 117 5.05 | 2,316 100.00 |
| 計 | 5,597 59.83 | 884 9.45 | 1,179 12.60 | 1,235 13.20 | 460 4.92 | 9,355 100.00 |

これらの状況をさらに妻の年齢別に考察したいが、これはまた時代別の変化をも、そこに反映していると言える。年齢3区分（～25歳、25～34歳、35～49歳）に計算すると表2の如くなる。

すなわち、大中小都市郡部順に通婚圏大なるものと中なるものとは表1の傾向と同様な状況であるが、年齢別に見てやや異った割合が見られるのは通婚圏の小なるものの中での小都市グループの35歳未満のもの割合である。つまり郡部の方が高く示されてしかるべきものが、この階層ではかえって小都市の方に通婚圏小なるものの割合が高まっているということで、むしろ農村地域の若妻の方が通

婚をやや開放してきたかに見えることである。特に25～34歳層が通婚圏小を縮小して通婚圏中へと拡大している。

したがって、年齢別に35歳を一つの分岐点として、配偶選択に変化が示されたといつてよかろう。35歳以上のものの、その通婚状況のパターンは、地域別にも通婚別割合の状況も、すべて今までの伝統型の傾向を維持してるものであるが、35歳からはこれがやや転換し始めてきたということになる。

表 2 妻の年齢別に見た通婚圏の割合

(A)

| | 通 婚 圏 大 | | | 通 婚 圏 中 | | | 通 婚 圏 小 | | | 計 |
|-----|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|----------------|----------------|-----------------|
| | ～ 25 歳 | 25 ～ 34 | 35 ～ 49 | ～ 25 歳 | 25 ～ 34 | 35 ～ 49 | ～ 25 歳 | 25 ～ 34 | 35 ～ 49 | |
| 大都市 | 66 2.70 | 273 11.18 | 232 9.50 | 83 3.40 | 424 17.37 | 417 17.08 | 72 2.95 | 386 15.81 | 488 20.01 | 2,441 100.00 |
| 中都市 | 32 1.55 | 147 7.14 | 121 5.87 | 47 2.28 | 180 8.74 | 228 11.07 | 135 6.55 | 502 24.37 | 668 32.43 | 2,060 100.00 |
| 小都市 | 22 1.03 | 89 4.16 | 102 4.77 | 39 1.82 | 164 7.66 | 190 8.88 | 150 7.01 | 567 26.50 | 817 38.17 | 2,140 100.00 |
| 郡 部 | 19 0.88 | 58 2.67 | 64 2.95 | 22 1.01 | 102 4.70 | 151 6.96 | 142 6.54 | 564 25.98 | 1,049 48.31 | 2,171 100.00 |
| 計 | 139 1.58 | 567 6.43 | 519 5.89 | 191 2.17 | 870 9.87 | 986 11.19 | 499 5.66 | 2,019 22.91 | 3,022 34.30 | 8,812 100.00 |

(B)

| | 通婚圏大 | 通婚圏中 | 通婚圏小 | 計 |
|---------|--------|--------|--------|---------|
| ～ 25 | 16.77% | 23.04% | 10.19% | 100.00% |
| 25 ～ 34 | 16.41 | 25.17 | 58.42 | 100.09 |
| 35 ～ 49 | 11.46 | 11.46 | 66.76 | 100.00 |

特に25～34歳の通婚圏中大の拡大は統計的にも確実といつてよい。これは主として30～34歳層の通婚圏中の、拡大効果に負う処が大きいと言わねばならない。平均値論から言えば、昭和39年以後に結婚した人人の結婚観が大きく影響しているということになる。

昭和46年総理府青少年対策本部が行なった結婚に対する意見で当時20～24歳であった青少年達は従来の結婚観に捕われる必要がないというものが34%に達していることから見て通婚圏の拡大方向は今後とられる可能性があると考えてよかろう。

3) 血縁関係度から見た通婚状況

距離の遠近という空間的通婚圏の問題は、つまるところ、血縁関係度という人類生物学的な問題点に対する配慮であった。すなわち時間的世代通婚圏の問題である。

表3にその状況を示してあるが、結婚期間別に長いもの程、血縁関係度の割合が高まっているのが一般である。これは最近結婚したもの程、血縁通婚圏を拡大していることを意味する。またその血縁度もいとこ結婚という割合が一番高い。血縁濃度の関係から言えば、はとこ・いとこ半・いとこその比率が減少してくれば有難いが、事実は逆傾向になっている。

総計すれば、いとこ結婚率は、2.23%となるが、以前はこれが5%以上あったことから見ておよそ半減している。つまり表から見る通り、結婚期間20～24年の人人が5.24%を示していることから、

表3 血縁関係度から見た通婚圏

| 結婚期間 | いとこ | いとこ半 | はとこ | 遠縁 | 血縁関係なし | 計 |
|-------|-----|------|-----|-----|--------|-------|
| 0～4 | 17 | 7 | 10 | 29 | 1,848 | 1,911 |
| 5～9 | 14 | 10 | 14 | 16 | 1,934 | 1,988 |
| 10～14 | 24 | 19 | 25 | 21 | 1,712 | 1,801 |
| 15～19 | 37 | 16 | 22 | 28 | 1,314 | 1,417 |
| 20～24 | 59 | 9 | 22 | 27 | 1,008 | 1,125 |
| 25～ | 46 | 16 | 24 | 18 | 536 | 640 |
| 不明 | 3 | 1 | 1 | 2 | 95 | 102 |
| 計 | 200 | 78 | 118 | 141 | 8,447 | 8,984 |

| 割合 (%) | | | | | | |
|--------|------|------|------|------|-------|--------|
| 0～4 | 0.89 | 0.37 | 0.52 | 1.52 | 96.70 | 100.00 |
| 5～9 | 0.70 | 0.50 | 0.70 | 0.80 | 97.30 | 100.00 |
| 10～14 | 1.33 | 1.05 | 1.39 | 1.17 | 95.06 | 100.00 |
| 15～19 | 2.61 | 1.13 | 1.55 | 1.98 | 92.73 | 100.00 |
| 20～24 | 5.24 | 0.80 | 1.96 | 2.40 | 89.60 | 100.00 |
| 25～ | 7.19 | 2.50 | 3.75 | 2.81 | 83.75 | 100.00 |
| 不明 | 2.94 | 0.98 | 0.98 | 1.96 | 93.18 | 100.00 |
| 計 | 2.23 | 0.87 | 1.31 | 1.57 | 94.02 | 100.00 |

昭和20年代の通婚状況を示し、これが昭和30年代の結婚者から次第に血縁通婚圏が解放されてきたということになる。

いとこ、いとこ半、はとこの近縁組を一括すると4.41%となり、劣性遺伝病から見て問題となる。昭和45年の国勢調査によれば49歳までの有配偶女子人口は1,863万8,225人となるが、4.41%とは現実に少くとも82万1,945組は近縁結婚ということになる。いとこ結婚は2.23%であるから、41万5,632組が最も濃度の高い血縁組である。

一般に先天奇形は他人結婚では1.02%の出現率であるが、いとこ結婚では1.69%とやや高く、先天性ろうの出現率も他人結婚なら1万人に1人ぐらいであるが、いとこ結婚では1,500人に1人という割合で、約7倍弱の危険度が示されている。その外フェニールケトン尿症、白子など、いずれも出現率は高い。

人口資質の立場から考えると今後の出生は平均して2人というラインをたどることを予想して、その劣性質が既に遺伝的に頻発するようでは資質の向上は望めない。といってこれがすべて血族結婚によるとは言えないが、ただその出現率を抑止する方向において考慮するということである。これがたとえ消極的な政策にせよ、優生結婚対策となるのである。

遺伝性疾患ばかりでなく、精神障害者というものも軽視出来ない。たとえば昭和10年当時の調査によると、この実数は8万3,360人くらいであったが、昭和38年の調査によれば124万人と報告されている。ということは28年間で15倍の増加となっている。一般の出生率が減少する中で、この疾患率が減少しなければ相対的に、欠陥者率は上昇することになる。

血族結婚というものの自体が悪とは言えない。しかしこの系統の中にひそむ保因関係が重大問題であるということである。したがってこの保因者の発見には血族結婚も民族優生という広い見地からは必

要であるという意見すらある。昭和18年、既にこうした観点から横田年氏は、その目的と方法の中でこの問題に触れていた。

したがって、優生対策も、個人優生の立場、社会優生の立場、民族優生の立場と常に分けて議論をしないと意見に食い違いが出てこよう。ただ私の意見は、個人—社会—民族といういずれの立場からも人口資質上、今後血族結婚を許容し、あえて危険を犯す必要性は日本人類にとって得策ではないということである。ということも、日本は過去260年以上徳川時代に、この封鎖結婚を行なって、かなり集団としては因子淘汰を行なってきたことが考えられるからでもある。

職業別に、この血縁関係度を見ると、やはり、農業者に多く、5.84%がいとこ結婚で次が臨時雇いの4.27%となっている。

自営業者や常雇者はそれぞれ1.98%、1.7%で低い。いとこ半、はとこといった血縁結婚者を入れると、農業者は、実に11.43%と1割を越し、臨時雇いのものも8.12%と高くなる。自営業者や常雇者は4.66%、3.16%であるが、会社団体の役員の中にも、いとこ結婚では3.36%とかなり高い割合を示し、いとこ半、はとも加えると、5.38%という比率となる。経済社会階層別には上下に血族結婚率の山があり血縁通婚帯が分れているということである。

5) むすび

人口問題は勿論、表面に現象化されている問題意識も重大であるが、将来予測される眼に見えない内面的な人口問題も忘れられてはならない。一般に遺伝的疾患の危険度の範囲は次世代に起る可能性は多要因性によるものは5%、劣性因子によるものは25%、優生因子によるものは50%の比率で起る可能性があると言われる。

確かに食糧・資源といったものは人口を扶養する上に重大であるが、ある一定度の人口限界内では解決し得る可能性もあるが、この内部からの腐蝕作用は、人口を内面から損滅せしめてしまう危険性がある。ただそれが長期的に漸進するため気がつかないと言ってよかろう。

文明民族の興亡の中に、こうした人口要因があったか否か検討を要するが、少なくとも人口資質向上を叫ぶならば、これに対する人口政策は軽視されてはならないと思う。

Report of the Sixth Fertility Survey in 1972, No. 12—
The Problems around the Inter-Marital
Area and the Population policy

Nobuo SHINOZAKI

I informed already the inter-marital area in Japan 1967.

Here I would like to show the actual state of this problems again because our Institute of Population Problems carried out the 6th fertility survey in 1972 by the sampling design based on the census in 1970 which included the item of marriage conditions classified by a native place of husband and wife and also the kinship of couples and so these data are available all over Japanese couples whose wives' age are 15-49.

At same time I suppose, I can not neglect such a marital condition from the viewpoint of Population Policy in quality-especially the problems of an appearance of recessive hereditary disease.

In Japan formerly even the rate of consins' marriage marked over 5%, which is considerable higher than the rate of European and American, but in this survey come down to 2.2%. This owes to the fact which the age of wives under 35 years old expand the range to select their spouses.

However examining the distance of native place, we can not expect that the mating were carried out widely and freely. Because according to this survey, the rate of couples who the native place of husbands and wives were remote — for example between south area and north area in an island of Japan, was only 13.2% and on the contrary reached to 59.8% within a narrow area — for example in a same village or a same town etc.

These phenomena mean that as 100 years ago in Japan the past government adopted the isolated policy during 260 years, the publics must be obliged to mate in a narrow native place. Therefore if we trace back to several generations before, the people in narrow native place may have a same ancestor. And so we are to increase the dangerous rate which will happen to combine the unfavarable recessive gen.

In fact, it was recorded actual number of mental disorder or mental deficiency was 83,640 in 1935, but now we have 1,240,000 in this case.

Our population policy in quantity direct the attention to a stable state of total population by restricting to two children per couples in average and then in course of decreasing the birth rate if such a case unfavorably will survive in future, the population themselves will be destroyed by these diseases.

Thereafter it will be well said the important meaning for population problems consist in whether the level of population quality rise or not.

At last I am to show the table of skinship relation for your reference.

Table 1 The inter-marital conditios from
the point of skinship in 1972

| Duration of marriage | Cousins' marriage (%) | $\frac{1}{2}$ Cousins' marriage (%) | Secnd consins' marriage (%) | Remout skinship (%) | no-skinship (%) | Total (%) |
|-------------------------|-----------------------------|--|--------------------------------------|---------------------------|--------------------|--------------|
| 0 ~ 4 | 0.89 | 0.37 | 0.52 | 1.52 | 96.70 | 100.00 |
| 5 ~ 9 | 0.70 | 0.50 | 0.70 | 0.80 | 97.30 | 100.00 |
| 10 ~ 14 | 1.33 | 1.05 | 1.39 | 1.17 | 95.06 | 100.00 |
| 15 ~ 19 | 2.61 | 1.13 | 1.55 | 1.98 | 92.73 | 100.00 |
| 20 ~ 24 | 5.24 | 0.80 | 1.96 | 2.40 | 89.60 | 100.00 |
| 25 ~ | 7.19 | 2.50 | 3.75 | 2.81 | 83.75 | 100.00 |
| Dk | 2.94 | 0.98 | 0.98 | 1.96 | 93.18 | 100.00 |
| Total | 2.23 | 0.87 | 1.31 | 1.57 | 94.02 | 100.00 |